第７号様式（第９条関係）
（その１）





収　支　報　告　書

（平成 29 年分）

会計	繰越	検算	転記		
7	7	国	岡	0	0
			ヤ		
			シ		

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 特定パーティー開催団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

（ふりがな） やなぎだみのるこうえんかい

1. 政治団体の名称　やなぎだ稔後援会

2. 主たる事務所の所在地　広島県福山市船町2-5　岩部ビル３階

3. 代表者の氏名　岡田　秀憲

4. 会計責任者の氏名　久保谷　幸雄

事務担当者の氏名　羽田　幸子、村田　享子

（電話）　０８４－９２７－３５２０

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
 - 公職の種類＿＿＿＿＿＿
 - 届出者氏名＿＿＿＿＿＿
- ☑ 無

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号

公職の種類　参議院議員（現職）
公職の候補者氏名　柳田　稔

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有・無	有・無

105510

（その２）

収　　支　　の　　状　　況

１．収支の総括表

（１）収入総額　　(①＋②)	1,762,874 円
①（前年からの繰越額）	1,762,320
②（本年の収入額）	554
（２）支出総額	697,037
（３）翌年への繰越額　　((1)－(2))	1,065,837

２．収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	金　　額	員　　数
	0 円	0 人

（２）寄附		
ア　寄附の区分（イを除く）	金　　額	備考
（ア）　個人からの寄附	0 円	
（うち特定寄附）	0	
（イ）　法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）　政治団体からの寄附	0	
小　　計（(ア)＋(イ)＋(ウ)）	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　　計（小計＋イ）	0	

（その６）

（６）その他の収入			
	摘　　要	金　　額	備　　考
		円	
この頁の小計		0	
１件１０万円未満のもの		554	
合　　計		554	

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
（１）人件費	0 円	
（２）光熱水費	0	
（３）備品・消耗品費	2,280	
（４）事務所費	23,824	
小　計（(1)～(4)）	26,104	
2　政治活動費		
（１）組織活動費	670,933	
（２）選挙関係費	0	
（３）機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
（４）調査研究費	0	
（５）寄附・交付金	0	
（６）その他の経費	0	
小　計（(1)～(6)）	670,933	
合　　計	697,037	本部または支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で（）書すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　　（　消耗品費　　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	2,280				
合　　計	2,280				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　　（　事務管理費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会計監査報酬	21,600円	H29.4.18	広島総合税理士法人	広島市中区東白島町14-15 ＮＴＴクレド白島ビル7F	
この頁の小計	21,600				
その他の支出	2,224				
合　　計	23,824				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　会合費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会合費	46,000円	H29.2.9	八幡屋	東京都台東区上野５－２６－１６	
会合費	48,060	H29.3.9	八幡屋	東京都台東区上野５－２６－１６	
会合費	32,000	H29.4.3	有限会社　上水流	東京都港区新橋３－１７－５　タツヲビル２階	
会合費	30,413	H29.4.27	あまくさ総本店	東京都中央区銀座５－４－５－３F	
会合費	28,000	H29.5.10	株式会社ケーツーエス	東京都港区新橋３－２１－１１　新花ビル３F	
会合費	30,000	H29.5.31	志布志	東京都港区新橋５－１０－８　カルチャーセンタービルBF1	
会合費	30,000	H29.6.5	八幡屋	東京都台東区上野５－２６－１６	
会合費	29,650	H29.6.14	スンガリー	東京都新宿区歌舞伎町２－４５－６　千代田ビルＢ１F	
会合費	23,920	H29.6.22	ママ食堂	東京都千代田区五番町４－１　市ヶ谷駅前ビル３F	
会合費	25,148	H29.7.12	銀座　比内や	東京都中央区銀座７－３－１４　月光ビル１F	
この頁の小計	323,191				
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　会合費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会合費	20,000円	H29.7.12	淡路島と食らえ	東京都中央区銀座８－２－１　ニッタビル２Ｆ	
会合費	19,370	H29.7.14	株式会社ダイヤモンドダイニング	東京都港区芝４－１－２３　三田NNビル18階	
会合費	16,980	H29.8.22	株式会社ケーツーエス	東京都港区新橋２－２－３　裕芳ビル１Ｆ	
会合費	18,260	H29.8.30	恭恭	東京都港区新橋４－２１－１５　河合ビル１Ｆ	
会合費	38,880	H29.9.12	八幡屋	東京都台東区上野５－２６－１６	
会合費	27,500	H29.11.6	博多華味鳥	東京都中央区銀座４－９－１３	
会合費	15,940	H29.11.10	頤和園	東京都千代田区霞が関３－2－６東京倶楽部ビルディング３Ｆ	
会合費	18,000	H29.12.6	上海大飯店	東京都千代田区平河町２－６－３　都道府県会館Ｂ１	
会合費	20,000	H29.12.7	広島県府中市アンテナショップNEKI	東京都千代田区神田小川町１－３－１　NBF小川町ビルディング１階	
会合費	16,200	H29.12.20	(株)野田商店	福山市昭和町4-15	
この頁の小計	211,130				
その他の支出	45,010				
合　計	579,331				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　旅費交通費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	8,100				
合　計	8,100				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　渉外費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	20,000円	H29.5.25	吉田おさむ後援会	大阪市北区菅原町11-11 大作AM5階	
この頁の小計	20,000				
その他の支出	25,000				
合　計	45,000				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　交際費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
生花代	16,200円	H29.4.27	（株）公益社	大阪府大阪市城東区関目１－２１－２０	
生花代	16,200	H29.11.1	株式会社ライフクリエイト	千葉県柏市柏５－９－１	
この頁の小計	32,400				
その他の支出	6,102				
合　計	38,502				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

平成　30　年　3　月　12　日

政治団体の名称　やなぎだ稔後援会

会計責任者の氏名　久保谷　幸雄

代表者の氏名（解散時のみ）

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

2　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。

広島県選挙管理委員会
受付
30.3.23
時 分

政治資金監査報告書

平成３０年３月１５日

やなぎだ稔後援会
代表　岡田　秀憲　殿

登録政治資金監査人　岡本倫明　㊞
登　録　番　号　　第　３１９２号
研修修了年月日　　平成21年11月13日

1 監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、やなぎだ稔後援会の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、やなぎだ稔後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

やなぎだ稔後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、やなぎだ稔後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上